

07【財務省】国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
1 酒類の製造免許、卸売業免許、販売免許の緩和					
038150	山口県 (ロボットタクシーに係る追加共同提案者) 周防大島町 ロボットタクシー(株) (以下水素関係の提案に係る共同提案者) 周南市 株式会社ヤマ徳山製造所 東ソー(株)南陽事業所 出光興産(株)徳山事業所 株式会社ヤマロジスティクス 長府工業(株)	地域資源を活用した新たなビジネス創出特区 “「小さな拠点の活性化、雇用創出、新たなエネルギー活用」のための総合改革拠点”	酒税法第9条 等	インキュベーション支援という設立趣旨から、実質的な事業執行主体である受託者が免許や許可等を取得すれば足りるというみなし規定の適用	<p>酒税は、酒類の製造場からの移出（保税地域からの引取り）の時に、酒類の製造者（引取者）を納税義務として課されるが、酒類の消費に負担を求める税の性格から、最終的に消費者に負担を求めることが予定された間接税であり、酒類製造者や酒類販売業者の乱立等による過当競争や酒類取引の混乱を防止し、酒税相当額が、流通の各段階の価格に適正に転嫁されるよう、酒類の製造や販売に関わる「酒類を製造しようとする者」及び「酒類の販売業又は販売の代理業若しくは媒介業をしようとする者」は免許を受けなければならないこととされている。こうした免許制度の趣旨を踏まえれば、「酒類を製造しようとする者」及び「酒類の販売業又は販売の代理業若しくは媒介業をしようとする者」に該当するか否かについては、実際の取引形態に基づいて判定することが必要であるが、現実的に酒類の販売行為を伴う取引形態をそれとは異なる取引形態とみなすことによって酒類販売業免許を不要とすることは、免許制度の根幹に関わる問題であり、特区での対応は困難である。</p> <p>一般論として申し上げれば、酒類の製造販売について他の事業者による事業委託を行う場合、その事業委託の程度や形式等について酒税法では何ら制限を設けておらず、どのような契約とするかについては当事者に委ねられており、また、この場合、現行制度の下でも、仮に受託者が実際の事業を実施することで、委託者が酒類の製造や販売を行わないのであれば、委託者においては酒類の製造販売についての免許の取得は不要である。したがって、こうした制度を前提に、委託者の免許取得が不要となる取引形態を当事者間で合意することもできると考えられる。</p> <p>いずれにせよ、個別の事例における委託者の免許の取得の要否は、委託契約書の内容、酒類の管理や所有権の状況、売上げの帰属等の取引実態を考慮して判断することになるため、取引の全体像が明らかになった時点で最寄りの税務署に相談されたい。</p>

07【財務省】国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
078130	秋田県大潟村	(仮) 創立100周年へ向かう 新たな農業創生特区	酒税法第7条	農地を保有していない民間会社においても、少量から、どぶろく、果実酒を、製造提供ができるようにする。	<p>酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、その納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分及び製造場ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造免許の要件とされている。</p> <p>構造改革特区制度においては、既にこの最低製造数量基準の特例を設けているところであるが、この最低製造数量基準の特例を設けるにあたっては、採算が取れない小規模製造者の増加に伴う滞納の発生や税務当局の実態把握の困難性など、酒税制度の根幹に影響を及ぼしかねないことを踏まえて、構造改革特区制度における酒税法の特例では、一定の条件が付されている。</p> <p>現在、構造改革特別区域法において特例を設けている特定事業者による特定酒類（果実酒及びその他の醸造酒（いわゆる「どぶろく」））の製造事業については、①農家民宿等において農業者が自ら生産した果実や米を原料とした果実酒や「どぶろく」を提供することでグリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると思われたことから、その対象者が農家民宿等を営む農業者に限定されており、②農家民宿等を営む農業者が自ら生産した果実や米を、直接、原料として使用することにより原料コストの低減が図られ、採算性に支障をきたすことも少ないのではないかと考えられたことから、自ら生産した果実や米を原料とすることを前提として特例的に最低製造数量基準を適用しないこととされたものである。したがって、こうした制度の趣旨を踏まえると、ご提案については特区としての対応は困難である。</p> <p>なお、原料コストの低減の観点から本特例措置の対象者を「農業者」に限定しているが、この「農業者」は、自らが農地を保有しているか否かは問わないこととされている。</p> <p>また、果実酒については、既に構造改革特別区域法第28条の2において、特産酒類の製造事業として最低製造数量基準を大幅に緩和（6kℓ→2kℓ）しており、原料となる果実について、特区内で生産された地域の特産物であれば、自ら生産した果実であることを問わないこととされており、原料を他者から調達して行う果実酒の製造を考えている場合は、まずはこうした制度を活用されたい。</p>

07【財務省】国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
088010	㈱特区ビジネスコンサルティング	果実酒販売要件の緩和	構造改革特別区域法第28条 財務省関係構造改革特別区域法施行規則第2条	「国家戦略特区内の飲食店・店舗での提供・販売」を追加する。	<p>酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、その納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分及び製造場ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造免許の要件とされている。</p> <p>構造改革特区制度においては、既にこの最低製造数量基準の特例を設けているところであるが、この最低製造数量基準の特例を設けるにあたっては、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や税務当局の実態把握の困難性など、酒税制度の根幹に影響を及ぼしかねないことを踏まえて、構造改革特区制度における酒税法の特例では、一定の条件が付されている。</p> <p>現在、構造改革特別区域法において特例を設けている特定事業者による特定酒類（果実酒）の製造事業については、製造された果実酒の提供が特定事業者の自己の営業場と製造場に限定されているが、これは、①農家民宿等において農業者が自ら生産した果実を原料として製造した果実酒を利用客に提供することでグリーンツーリズムが推進され、地域の活性化に資すると考えられたことから、農家民宿等の利用客以外の者への販売を前提としておらず、②果実酒については、その他の醸造酒（いわゆる「どぶろく」）とは異なり、一般流通にも適しているため、特定事業者が自ら提供することに限定することで、瓶詰め費用や流通コストの低減が図られ、採算性に支障をきたすことも少ないのではないかと考えられたためである。こうした制度の趣旨を踏まえると、ご提案について特区としての対応は困難である。</p> <p>なお、果実酒については、既に構造改革特別区域法第28条の2において、特産酒類の製造事業として最低製造数量基準を大幅に緩和（6kl→2kl）しているため、他者への販売も含めた果実酒の製造を考えているのであれば、まずはこうした制度を活用されたい。</p>

07【財務省】国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
2 外国為替資金運用制限の緩和					
068010	(非公表)	中小企業の貿易取引への低利の資金提供 (外貨準備金と低利の日本円の有効活用)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本銀行法第三十三条(通常業務)一～八 ・日本銀行法第四十三条(他業の禁止) ・特別会計に係る法律 第七十六条(外国為替資金の運営) 	円と外貨(US\$)の運用制限を緩和する。	<p>日本銀行法上、日本銀行は、我が国の中央銀行として、銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節を行うこと、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資することを目的としている。仮に日本銀行がこのような業務を行おうとする場合には、こうした目的に照らし、その是非を判断していくものと考えられる。</p> <p>また、外国為替資金特別会計が保有する外貨資産は、本邦通貨の外国為替相場の安定のために必要な為替介入等に備えて保有しているものである。このため、保有する外貨資産は「安全性及び流動性に最大限留意した運用を行い、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求する。」との方針の下で、流動性、償還確実性の高い国債等で運用しているところである。ご提案頂いたスキームは、本邦通貨の外国為替相場の安定という外為特会の目的とも合致しないほか、リスクの高い資産への低金利での投資となることから対応困難である。</p>

07【財務省】国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
3 外国船籍であるスーパーヨット等の日本国内航行に係る規制緩和					
057020	株式会社COAST NPO法人沖縄新事業 支援機構 Super Yacht Logistics 株式会社エフ・クレスト	「スーパーヨット特区」を 軸とした地域振興	船舶法第3条 関税法第15条 出入国管理及び難民認定法 第57条	2-1. 入国法規準拠の手続きを迅速且つワンストップ化 外国籍のスーパーヨット等が日本国内において容易に入国・運行することが出来るように、全ての必要入国法規準拠の手続きを迅速・簡易にして、重複作業の軽減とワンストップ化を検討するとともに、それを周知する体制を整える。 2-2. クルージングパーミット制度の導入 個人所有船舶(貨物船は除く)が入国後日本国内を一定期間、開港、不開港を問わず自由に航行出来るクルージングパーミット制度の導入を検討するとともにそれを周知する体制を整える。 ※クルージングパーミット制度は米国等でも導入されている制度で、日本に導入することでスーパーヨットによる経済効果が島嶼地域にも及び、離島振興対策が可能	<p>関税法において、コンテナ船等の外国貿易のため本邦と外国との間を往来する船舶である「外国貿易船」と、クルーズ船等の本邦と外国との間を往来する船舶で外国貿易船以外のものである「特殊船舶」等があり、提案の外国籍のスーパーヨットについても「特殊船舶」に分類されるものである。</p> <p>「特殊船舶」については、開港・不開港ともに入港前の旅客及び乗組員に関する事項の事前報告及び入港後の入港届の提出を義務づけているが、当該手続きをシステム(NACCS:輸出入・港湾関連情報処理システム)を利用して行う場合、入港毎に1回の入力・送信で関係行政機関に対する入出港手続きを可能とするシングルウィンドウ化を実現しており、重複入力の手間が省略されているほか、書面において手続きを行う場合も、申請様式を統一することで手続きの簡素化を行っている。</p> <p>なお、当該義務を課しているのは、税関がこれらの船舶の旅客及び乗組員の状況並びに入港の事実を確認し、これらに基づいて具体的に取締りを講ずることとしているためであり、手続きをさらに簡素化し、税関手続きなしに入港することを可能とした場合、当該船舶を媒体とした密輸が行われる危険性が高まるなど、監視取締上支障が生じることから、本提案を受け入れることはできない。</p> <p>(参考) ご提案の添付書類3-3記載内容について、税関手続きの事実誤認があるため以下に記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 港内300mの移動においても、すべての許可可(国交省・税関・海上保安庁・入国管理局・港湾船舶安全検査)が必要 → 関税法上手続きが不要。 ・ 不開港特許における時間表記 → 特殊船舶については、許可手続きが不要。 ・ 不開港へ入港する場合の一週間前の申請 → 開港及び不開港ともに、原則として入港の2時間前までに旅客及び乗組員に関する事項の報告が必要。(関税法施行令第14条第2項又は第18の2条第2項) ・ 開港への入港にあたって24時間前申請 → 開港及び不開港ともに、原則として入港の2時間前までに旅客及び乗組員に関する事項の報告が必要。(関税法施行令第14条第2項又は第18の2条第2項) ・ ゲスト、乗組員のクルーズ許可:客船における旅客と個人所有ヨットオーナーおよびゲストの区別がない → 関税法上当該規制は無い。 ・ 上陸許可証:収容テンダーによる上陸が許可されない → 関税法上当該規制は無い。

07【財務省】国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
4 ワンストップセンターの設置					
048050	広島県	広島県ビッグデータバンク創造・活用特区	国家戦略特別区域法	外国人を含めた企業・開業支援のため、登記、税務、年金、提案認証等の創業時に必要な各種申請のための窓口を集約。相談を含めた総合的な支援を実施。	ワンストップセンターは、国家戦略特別区域法第36条の2に基づき、国家戦略特別区域内に設置されるものです。今後、区域ごとに設置される国家戦略特別区域会議での意見等を踏まえ、設置を検討してまいります。